

雲南市条例第42号

雲南市布設工事監督者の配置基準及び資格基準に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第12条の規定に基づき、技術上の監督業務を行わせなければならない水道の布設工事の基準及び水道布設工事の施行に関する技術上の監督業務を行う総括監督員及び主任監督員（以下「布設工事監督者」という。）に必要な資格基準について定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に定める用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 総括監督員 布設工事監督者資格を有し、主任監督員及び監督員を指揮命令する者をいう。
- (2) 主任監督員 布設工事監督者資格を有し、監督員を指揮命令する者をいう。
- (3) 監督員 布設工事監督者資格を有しない者をいう。監督員は、総括監督員及び主任監督員の指示により、水道の布設工事の補助業務に当たる。

(布設工事監督者を配置する工事)

第3条 法第12条第1項に定める布設工事監督者が監督業務を行うべき水道の布設工事は、法第3条第8項に規定する水道施設の新設又は増設若しくは改造の工事とする。

(布設工事監督者の資格)

第4条 法第12条第2項に定める布設工事監督者が有すべき資格は、次のとおりとする。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。以下同じ。）の土木工学科若しくはこれに相当する課程において衛生工学若しくは水道工学に関する学科目を修めて卒業した後、又は旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学において土木工学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した後、2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (2) 学校教育法による大学の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (3) 学校教育法による大学の土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しく

- は薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後、4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (4) 学校教育法による大学の工学、理学、農学、医学及び薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (5) 学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (6) 学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令による専門学校において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後、6年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (7) 学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令による専門学校において工学、理学、農学、医学及び薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (8) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (9) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令による中等学校において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後、8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (10) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令による中等学校において工学、理学、農学、医学及び薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (11) 10年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (12) 第1号又は第2号に規定する学校において、それぞれ当該各号の規定する課程又は学科目を修得した卒業生であって、学校教育法による大学院研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第1号の卒業生にあつては1年以上、第2号の卒業生にあつては2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

- (13) 外国の学校において、第1号若しくは第2号に規定する課程及び学科目又は第3号若しくは第4号に規定する課程に相当する課程又は学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (14) 技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道又は水道環境を選択したものに限る。）であって、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (15) 厚生労働大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者

附 則

この条例は、平成24年7月1日から施行する。